木まぐれ木曜日

令和4年4月26日 第189号 編集・発行: 嶺北林業振興事務所

住所:〒781-3521 土佐郡土佐町田井1445-1 TEL:0887-82-0162 FAX:0887-82-0200

e-mail: 030203r@ken.pref.kochi.lg.jp

嶺北林業振興事務所のホームページ URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/~reihokurin/index.html

◆令和4年度 定期人事異動に伴う転出者・転入者挨拶

嶺北林業振興事務所では、令和4年4月1日付けの人事異動で「3名」が転出し、「3 名」が転入いたしました。事務所の担当が入れ替わり皆様にご迷惑をかけることもあるか と思いますが、今年度も職員一同、嶺北地域の林業・木材産業発展のために取り組みを進 めて参りますので、よろしくお願いいたします。

今年度もよろしくお願いいたします!



◆転出者 3名

三好 一樹 (所長) → (中央東林業事務所所長)

令和2年4月から2年間、皆様には大変お世話になりました。久しぶりの嶺北勤務にもようやく慣れ、 これからという矢先に「まさかまさか」の異動となって残念でなりません。

また近年、所長が1年ごとに代わってしまい、嶺北の皆様には大変御迷惑をおかけしていることを 心よりお詫び申し上げます。

小職としましては、当誌面を通じて木材流通の状況など、嶺北の皆様にお伝えしたかったことがまだまだあり、なかでも、若い頃に屋久島の縄文杉や知床羅臼岳の原生林、米カリフォルニア州レッドウッド国立公園トールツリーズ・グローブの「リビーツリー*」と触れあった経験から、日本各地の森、世界の森から高知の森を見つめ直すことの大切さを近々お伝えする予定でしたので、それらの話題は、いつの日か御披露できればと思います。

新しい勤務先である中央東林業事務所は、嶺北地域の森林土木業務を所管しており、皆様のお近くをお伺いすることもございますので、お見かけいただいたらお気軽にお声お掛けください。 皆様のこれからの御活躍と御健勝を祈念しております。

*高さ112mのコースト・レッドウッド(センペル・セコイア)。1990年当時は世界一の樹高。 県内で最も高い建物のトップワン四国(高知市)よりも高いです。

森田 早紀(振興担当主査) → (中央西林業事務所主査)

今春の人事異動により、中央西林業事務所へ異動になりました。

三年前、嶺北林業振興事務所に赴任してきたころは林務の経験がなく諸々不安ばかりでしたが、温かい地域の皆さまや職場の先輩方に沢山助けていただきなんとか仕事をすることができました。この場をお借りいたしまして、御礼申し上げます。

異動先では、森林土木の方の仕事に携わることになりましたので、少し振興業務からは離れてしまいますが、色々な経験を積んで日々成長できるよう頑張ります!

三年間本当にお世話になりました。

中村 知道 (増産担当技師) → (森林技術センター研究員)

4月1日付けで森林技術センターへ異動となりました。新規採用から2年間を嶺北で仕事や林業について学ぶことが出来たことを誇りに思っております。また、嶺北の皆様のあたたかな人柄に支えられ、慣れない業務も進めることが出来ました。ありがとうございました。

今後も皆様のお役に立てるよう一層努力して参りますので、よろしくお願いいたします。

◆昇級者 1名 ◆転入者 3名

いわはら たかゆき

岩原 孝之(嶺北林業振興事務所次長) → 所長



令和4年4月1日付け人事異動により、当事務所次長から所長になりました岩原です。

昨年度は次長として当事務所で勤務していたものの、事務所内での業務が多く、皆様にお会いする機会も少なく非常に残念に思っておりました。今年度は可能な限り現場に出向き、皆様のお声を聞かせていただきたいと思っております。

また、昨年はウッドショックによって木材価格が上昇した年でもありましたが、秋のピーク時からは価格が少し下がったものの、まだまだ高値が続いている状況となっています。この好機に嶺北地域の豊かな森林資源を活かしていただくため、事務所職員全員が一丸となり皆様のお役に立てるよう頑張ってまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

坂田 修一(自然共生課課長補佐) → 次長



4月1日から、人事異動により嶺北林業振興事務所の次長として勤務することとなりました坂田です。平成14年度から17年度までの間当事務所で勤務させていただいておりまして、今回は2度目の勤務となります。

前回着任時には木材利用を中心に担当させていただいておりました。嶺北地域の皆さまには大変お世話になり、また、非常に多くのことを学ばせていただき、私の県庁生活の中で非常に大切な4年間となっています。

この原稿を書いているのは着任後8日目ですが、既に以前お世話になった皆さまにお会いし懐かしく思いつつ、地域内でたくさんの新たな取り組みが進んでおり、気持ち新たに業務にあたるべく感じているところです。

今回の次長職は事務所内での事務仕事が多いと聞いており、以前のように 気軽に現場に出向くことが難しくなりそうですが、できるだけ皆さまの声を お聞きして、地域のお役に立てるよう頑張りたいと考えております。どうぞ よろしくお願いいたします。

ひがしべっぷ しょうご

東別府 省伍 (木材増産推進課技師) → 増産担当技師



人事異動により嶺北林業振興事務所に配属となりました東別府と申しま す。

主に造林事業関係を担当させていただきます。土地勘もなく様々な面でご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、よろしくお願いします。

まきの しょうじ **牧野 祥史** (新規採用) → 振興担当技師



この春から、新規採用により嶺北林業振興事務所に配属となりました牧野と申します。保安林に関する業務を担当させていただきます。

昨年までは高知大学の農林海洋科学部で森林分野に関する勉強をしておりました。出身は京都府でしたが、高知県の豊かな自然と暖かな住民性にひかれたために、高知県の職員に席を置かせていただくこととなりました。その中でも、嶺北の雄大な自然の中で働かせていただけることに感謝しつつ、嶺北の林業のお役に立てるように頑張りたいと思います。

仕事に就くのは初めてですので、不慣れな部分も多いと思いますが、皆さん にご面倒をお掛けしないよう頑張りますので、ご指導ご鞭撻のほど、どうかよ ろしくお願いします。

◆令和4年度の事務分担表

令和4年4月1日現在

Γ		 北林業振興事務				
		(勤務年数)	(現所属勤務年数)			
	所長	岩原 孝之	32.0	(1.0)		
	次長(出納員·物品主任管理者)	坂田 修一	29.0	(0.0)		
	事務分担	職名	氏名	勤務年数		
				(現所属勤務年数)		
振興担当	1 振興業務全般に関すること 2 産業振興計画に関すること 3 林業普及指導に関すること 4 木材増産の推進に関すること 5 森林経営管理制度に関すること 6 担当者の人材育成に関すること	チーフ (振興担当)	河野高士	28.8 (3.0)		
	1 林業普及指導に関すること 2 森林計画に関すること 3 森林経営管理制度に関すること 4 地域林業総合支援事業に関すること 5 森林組合に関すること 6 木材の生産・流通・加工に関すること 7 木材の販売対策、県産材の需要拡大に関すること 8 木質資源の利用推進に関すること 9 特用林産の振興に関すること(主) 10 林業金融に関すること 11 嶺北地域農林業振興連絡協議会に関すること 12 林業図書に関すること	林業普及指導員	宮﨑 信一	31.0 (2.0)		
	1 保安林業務、林地開発に関すること 2 林業労働力(担い手・安全衛生等)に関すること 3 県民参加の森づくり推進事業に関すること 4 協働の森づくり事業に関すること 5 森と緑の会に関すること 6 特用林産の振興に関すること(副)	技 師	牧野 祥史	0.0 (0.0)		
	1 森林経営管理制度・森林環境譲与税に関すること	会計年度任用職員	上江 晴美	1.11 (1.11)		
	1 木材増産業務全般に関すること 2 産業振興計画に関すること 3 林業普及指導に関すること 4 林道整備促進協議会に関すること 5 担当者の人材育成に関すること	チーフ(増産担当)	東英史	32.0 (1.0)		
増産担当	1 林業普及指導に関すること 2 緊急間伐総合支援事業に関すること 3 森の工場に関すること 4 木材安定供給推進事業に関すること 5 高性能林業機械等整備事業に関すること 6 増産・再造林推進協議会に関すること 7 経理及び庶務の手続きに関すること 8 造林事業に関すること(副) 9 スマート林業実証等支援事業に関すること(副) 10 保安林指定業務に関すること(副)	林業普及指導員 (経理員)	武市 紘和	13.0 (3.0)		
	1 原木増産推進事業に関すること 2 スマート林業実証等支援事業に関すること(主) 3 緑化種苗・林木育種事業に関すること 4 香川用水水源の森保全事業に関すること 5 小規模林業の推進に関すること 6 森林災害・林野火災対策に関すること 7 情報発信・ホームページに関すること 8 意欲と能力のある事業体の登録に関すること	技 師	山本 象平	3.0 (1.0)		
	1 造林事業に関すること(主) 2 造林事業の検査に関すること 3 みどりの環境整備支援事業に関すること 4 森林資源再生支援事業に関すること 5 集約化の推進に関すること 6 特定間伐等推進計画に関すること 7 森林病虫獣害の防除に関すること	技 師	東別府 省伍	2.0 (0.0)		
総務	1 職員の福利厚生事務に関すること 2 県有財産の管理事務に関すること 3 証拠書類の編纂に関すること 4 郵便切手の受払事務に関すること	(兼) 主任(経理員)	前田 和香	26.0 (2.0)		
	5 文書の収発事務に関すること 6 物品の出納事務に関すること 7 給与・諸手当の支給事務に関すること 8 歳入、歳出及び決算事務に関すること	(兼) 主事(経理員)	小松 真鈴	3.0 (1.0)		

◆保安林の皆伐許可申請期間等のお知らせ

保安林に指定されると、その機能が失われないよう、立木の伐採や土地の形質の変更等の際、必要最小限の制限を受けます。定められている制限の範囲内であっても、あらかじめ県林業事務所に許可等を受ける必要がありますので、保安林内で施業を計画されている森林所有者、事業体の皆様は、必ず下記にご注意をお願いします。

保安林内で皆伐を行う場合

保安林内で立木伐採(皆伐)をする際には、事前に許可を受ける必要があります。

年4回の皆伐限度面積公表日の翌日からそれぞれ30日以内に申請書のご提出をお願いします。

次回の申請受付期間は令和4年6月1日~6月30日です。

【保安林内皆伐申請スケジュール】

公表日		R4								R5							
公衣口	7	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
令和4年 1回目	2月1日	申請							伐採許	可期間							
2回目	6月1日					申請	—			伐	採許可期						
3回目	9月1日								申請	\leftarrow		伐採許可	可期間		$\hat{\parallel}$		
4回目	12月1日											申請	d t	対採許可期 ・	間		
次年 1回目	2月1日													申請		(伐採	許可期間

保安林内で間伐を行う場合

保安林内で間伐を行う際には、<u>伐採を開始する90日~20日前までに</u>保安林内間伐届のご提出を お願いします。(除伐については届出書の提出は必要ありません)

保安林内で土地の形質変更(作業道の開設)等を行う場合

保安林内で立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉又は落枝の採取、土石又は樹根の採掘、開墾、その他の土地の形質を変更する行為を行う際には、作業開始前までに保安林内作業許可申請書のご提出をお願いします。

なお、作業時に支障木の伐採を伴う場合は、<mark>伐採を開始する14日前まで</mark>に立木伐採届出書を併せてご提出ください。(例:作業道の開設等)

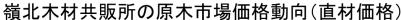
※一度許可を受けたものであっても、作業道の継続使用等、<u>許可期間を超えても植栽等の原状復帰を行わない場合は許可期間終了日の10日前までに、再度作業許可申請書の提出が必要になりますのでご注意ください。</u>

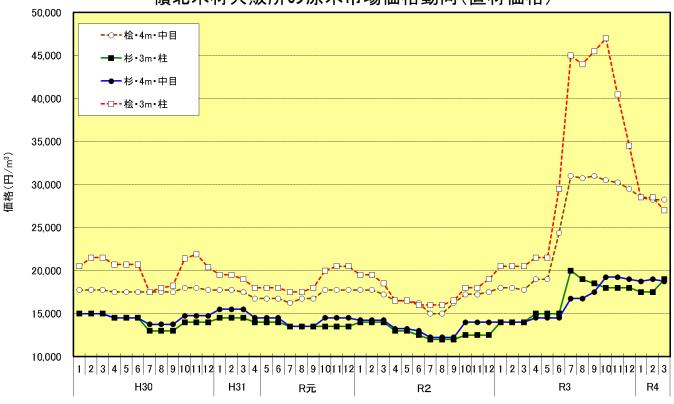
保安林豆知識



- ○保安林内であっても一部の軽微な作業については許可等を受ける必要がありません。 例:造林又は保育の為にする地ごしらえ、下刈り、除伐、つる打ち、枝打ち、倒木又は枯死木の損傷、コウゾやミツマタの採取
- ○保安林指定の有無が不明な場合は、該当地番がわかれば、林業事務所で確認ができます。 登記上の地目が「山林」であっても保安林指定されている場合があるので、注意してください。
- ○保安林の指定はその土地に対して行われるものなので、売買や相続によって土地所有者が変更 された場合も保安林指定は引き続き有効です。また、保安林指定後に分筆や合筆などによって 地番が変更された場合も、変更前の地番で指定された範囲について保安林指定は有効です。
- ●許可申請(届出)の際には林相の分かる写真を2、3枚提出していただくようお願いします。 その他、保安林についてご不明な点がございましたら、嶺北林業振興事務所までご相談ください。 (保安林担当 牧野)

木材市況





- ※1 柱・・・末口径15~16cm、中目・・・末口径18~22、24~28cmの平均
- ※ 2 <u>このグラフは、嶺北地域の市場価格を参考としたもので、市場の価格そのものを表したものではありません。</u> 詳しい価格は各市場へお問い合わせ下さい。

シキビ・サカキ市況

